

Title	古版経済書解題 一千八百十五年版口バート・トーレンズ大佐著 対外穀物交易論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.1 (1943. 1) ,p.48- 64
JaLC DOI	10.14991/001.19430101-0048
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430101-0048

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古版經濟書解題

一千八百十五年版ロバート・トーレンズ大佐著

『對外穀物交易論』

高橋 誠一郎

地代學說史上リカードオの先驅者の一人として其の名を掲げらる可き人に、科學的農業の一先達たる蘇蘭人ジェームズ・アンダーソンの存することは周知の事實である。彼れの郷國蘇蘭に於いては、地主階級が他の階級の反對を冒して其の農産物の價格を騰貴せしめんことを期せる點に於いて英蘭に一步を先んずるものがあつた。従つて、地主對製造業者の軋轢は、英蘭に於けるよりも此の地に於いて夙に鮮明となつて居つた。アンダーソンが『國民的勤勞の精神を鼓舞するの手段に就いての考察』や『穀法の本質に就いての研究』の筆を執つた二千七百七十七年の頃には、「地代を低下せよ、然らば穀物は低廉に提供せらる可きである」と云ふ絶叫が、彼れの郷國に於いては英蘭に於けるよりも聲高く響いて居つた。是に於いて乎、彼れは後年のリカードオと同じく、其の著の一部に於いて、地代高きが故に穀物高きか、將た又、穀物高きが故に地代高きかの問題に答へんとしたのである。(アンダーソンに

關しては、昭和十二年版拙著『經濟學史』上卷二三六一—二六八頁參照)。

英蘭に於いて、人口、穀法、土地收益遞減法則及び地代と云ふが如き相聯關せる一團の問題が特に喧しく論争せられるやうになつたのは一千八百十四年以後のことである。ナポレオン戰役の終結、平和の回復、輸入の激増に搦て、加へて大豐作の影響は、是れ迄、戰役によつて高率の保護關稅を課せられたと等しい恩恵に浴することが出来、空前の高地代に恵まれて居つた英國地主階級をして著しく周章狼狽せしめ、農業に對して更らに大なる保護を與ふる可否が熱烈に論議せられることとなり、賛否兩様の意見を表明せる多數の冊子が一千八百十四年から翌十五年に互つて續々として刊行せらるゝに至つたのである。斯くの如き論争に参加せる者の中には、マルサス及びリカードオの如き著名なる經濟學者の外に、ジョン・ルーク、サー・エドワード・ウェスト及びロバート・トーレンズ大佐等の名を數へることが出来る。而して、地代學說は實にアンダーソンの死後六、七年にして再び是れ等の人々によつて表明せられることとなつたのである。其の地代學說公表の時期が他の四人に比して稍や早いに拘らず、餘勳にも儂なく後世の經濟學者によつて忘却せられた獨學自修の人ジョン・ルーク(John Roke)の著に就いては、吾人は曩きに本誌第三十三卷第三號所載拙稿「第十九世紀前半英國社會主義學說の對抗理論として發達を見たる限界效用學說の先蹤」中に於いて一言する所があつた。ウェスト、マルサス及びリカードオの著に就いて拙著『經濟學史』上卷に於いて稍や詳細に之れを紹介した。(同書二六七—二九三及び三一九—三二八頁參照)。今、爰に残る一人、ロバート・トーレンズ大佐(Colonel Robert Torrens)の一千八百十五年の著『對外穀物交易論』(An Essay on the External Corn Trade; containing an Inquiry into the General Principles of that Important Branch of Traffic; an Examination of the exceptions to which these Principles are liable; and a Comparative Statement of the

Effects which Restrictions on Importation and Free Intercourse, are calculated to produce upon Subsistence, Agriculture, Commerce, and Revenue.) に就て述べるのである。

二

トーレンズは愛蘭ハーヴィ・ヒルのロバート・トーレンズ (Robert Torrens) を父とし、隣接の教區レッシャーキンの教區長の女、エリザベス・ブリストオ (Elizabeth Bristow) を母として、一千七百八十年に生れ、九十七年英國海軍に入り、先づ中尉に任ぜられ、一千六百〇六年大尉に昇進し、同十一年三月優勢なる和蘭軍に對抗してアンホルト島防禦の任務に當り、重傷を負ひ、功によつて名譽少佐を授けられ、後イベリア半島戰に従ひ、一西班牙軍團の大佐に任ぜられ、十九年に中佐、三十七年に大佐に昇進し、三十五年に休職となつた。(大戰終了と共に現職を免ぜられたと記してあるものもある)。彼は一千八百十八年、自由主義的綱領を掲げて、ロッチェスタアに於いて立候補したが落選し、資格の缺如を理由としてビンニング卿 (Lord Binning) の當選を不當とするの請願を提起したが、其の請願は十九年三月十五日、自己の落選の腹癒せに提起せられた取るに足らぬものと票決せられた。彼は一千八百二十六年、ダブリュー・ハルディマンズ (W. Haldimand) と共に、イブスウィッチ市から選出せられたが、着席權を奪はれた。斯くの如く失敗に失敗を重ねた後、三十一年遂にアッシュバードンから選出せられ、選舉法改正案を擁護し、其の通過を見るに及んで、ランカッシュのポールタンから選舉せられ、三十五年に至つて下院生活から退した。

トーレンズは「南濠土地會社」(South Australian Land Company) が一千八百三十一年に組織せられた當時からの一員であつて、非常なる熱心を以つて同會社による南濠洲植民計畫に参加した。此の會社は三十四年に改組せられて、「南濠聯合」(South Australian Association) となつた。翌三十五年五月、彼は南濠洲領域に屬州を建設するが爲めに國王によつて選ばれた委員會の會長に任命せられた。彼は又、其の翌三十六年、英國植民地に於ける土地の處理に關する下院の特別調査委員會の前に證言を行つた。凡そ「二百二十五哩に亙る南濠の鹹水湖トーレンズや南濠の首都アデレードを貫流するトーレンズ河は實に彼の姓に因んで名附けられたものである。彼は又、「旅客」(Traveller) の所有者の二人であり、「時は『地球』(Globe) の主幹でもあつた。前者は結局後者に合併せられた。彼は「倫敦經濟俱樂部」(London Economic Club) の創立以來の會員であり、又、一千八百十八年十二月十七日には「王立協會」(The Royal Society of London for Improving Natural Knowledge) の會員に擧げらるゝの光榮を有して居つた。彼は一千八百六十四年五月二十七日、倫敦クレーヴン・ヒル十六番地で死んだ。彼の妻はリチャード・チュート (Richard Chute) の女チャールティ (Charity) であつた。南濠初代の首相であり、一千八百五十八年一月二十七日にトーレンズ條例 (Torrens Act)——單純なる登記による土地に對する權利讓渡の制度を導入せるもの) を通過せしめたサー・ロバート・リチャード・トーレンズ (Sir Robert Richard Torrens) は彼れの子である。

三

トーレンズが經濟學者としての第一歩を踏み出したのは、かのナポレオンの大陸封鎖に關聯して通商の利益に關して戰はされた論争への参加、The Economists refuted, or An Enquiry into the Nature and Extent of the Benefits conferred by Trade and Commerce. (一千八百〇八年倫敦版) であつた。國際價値に關するリカードオの業績が發表せらるゝに先き立つて出版せられた本書中に於いて、彼は國際貿易の基礎的原理を論述し、次いで、一

千八百十二年、倫敦に於て An Essay on Money and Paper Currency を公にして居つたのであるが、而も、リカードオ地代學說の先驅として其の名を成さしめたものは、吾人が茲に紹介せんとする一千八百十五年版『對外穀物交易論』である。

此の書は八ツ折判三百四十八頁から成るものであつて、出版者は倫敦ビカディリイ、オルバニー向側の皇后御用書肆ジェ・ハッチャードであり、印刷者は同市ヘイマーケット・ルーパート街のジェ・ブレットル (J. Brettel) である。本書は陸軍少將サー・ヘンリー・トーレンズ (Sir Henry Torrens) に捧げられてゐる。此の書は三部に分たれ、更らに各部は孰れも三章に分たれてゐる。序文の日附は一千八百十五年二月十七日であるが、著者は本書後版の序文に於いて、此の書の著されたのは彼れが未だマルサス及びリカードオの著作を知ることを得なかつた一千八百十四年に於いて、あつた旨を特に記してゐる。(cf. *ibid.*, 4th ed., 1827, p. ix.)

著者は先づ對外穀物交易の一般原理に就いて論ずる。彼れはアダム・スミスによつて表明せられた國內穀物交易の諸原理を利用し、而して、是れ等のものに與ふるに、彼れが更らに充分なる發達であり又更らに明瞭なる排列であると認められたものを以つてし、是れ等のものを對外交易に適用し、而して永久的に穀物を輸出する國及び永久的に之れを輸入する國の兩者の生活資料、富及び繁榮に及ぼす其の作用を探索する。(ibid., Part the First, chaps. 1-5.)。是れ迄の論述は通俗であり明瞭であるが、次いで、産業の生産力並びに労働の賃銀及び貨物の價格に及ぼす穀物の價格の影響を論ずる章節に於いては、著者は更らに基本的なる斯學の諸原理を探索するの必要に驅られる。而して茲に論究せらるゝ所のものゝ多くは、少くとも著者に關しては、獨創的なるものである、と彼れは稱してゐる。

著者は、労働の自然價格及び市場價格の原理が是れより以前に於いて啓示せられたことを聞知した記憶がない。而して彼れは、是れ等のものによつて、生活資料の價格が賃銀及び生産に影響する態様の上に重要な新光明が與へられることを認める。(ibid., p. xiii.)

トーレンズは先づ價格に二種あることから説き起す。市場價格及び自然價格が是れである。或る一定貨物の市場價格は之れに對して市場に於いて與へられる所のものであり、或る一定物品の自然價格は自然の本原的倉庫に於いて之れに對して與へられる所のもの、即ち、換言すれば、其の生産に對して授與せられなければならぬ所のものである。市場價格は供給及び需要の間に存する比率によつて決定せられ、而して這般の比率が變化するに従つて不斷の動搖を免れざるものである。自然價格は更らに變動少なきものではあるが、而もそは更らに複雑なるが故に、之れを其の構成部分に分析し、而して是れ等のものが低下せしめられ若しくは上昇せしめらるゝことある可き諸事情を説明するによつて、吾人は更らに明瞭に更らに確然と之れを理解するを得可きである。(ibid., pp. 55-56.)。彼れは労働、資本及び土地を以つて總べての物件の自然價格の構成部分を組成するものと做し、斯くて又、自然價格を引き下ぐるは労働、資本及び土地の生産力を増加すると同じ事であり、又之れを昂騰せしむるは是れ等のものを減少せしむるに等しきものと觀る。(ibid., p. 56.)

自ら諸貨物の生産に労働、資本及び土地を使用する者は直接に是れ等のものゝ自然價格を支拂ひ、自ら生産に従事することなく、單に諸貨物に對して其の生産に使用せらるゝ労働の賃銀、資本の利潤及び土地の地代を支拂ふに過ぎざる者は間接に自然價格を支拂ふ。トーレンズは生産に使用せらるゝ労働の賃銀、資本の利潤及び土地の地代を表示するが爲めに「間接自然價格」なる名辭を使用せんとする。是れ等の三者は間接に自然價格の構成部分を形成

するが故に、彼れは簡短に其の蒙り勝ちなる變化を考察せんとする。(Ibid., pp. 56-57.)。前述せるが如く、市場価格は不規則であるとは云へ、其の運動は一定不變の法則によつて支配せられ、而して、自然価格は、市場価格が之れに向つて接近せんとする不斷の傾向を有する中心とも稱す可きものを構成する。市場価格が這般の中心以下に降る毎に、生産は最早其の經費を償還せらるゝことなきが故に、持續せらるゝことなく、而して貨物の供給は減少して、遂には是れ等のものゝ價値は再び是れ等のものを販賣に致すに必要なる労働、資本及び土地の支拂に當つるに充分となるのである。其の反對の場合には又、反對の結果を惹き起す可きである。是れ等の諸原理は、穀物に對する其の適用に於いて、何等之れ以上の解明を必要とすることがない。然しながら、其の労働に對する適用に於いては、市場価格及び自然價格の原理は幾分之れ以上の説明を必要とするものがあるであらう。(Ibid., pp. 61-62.)。斯くて、彼れは労働の市場価格及び自然價格に就いて述べ、リカードの生存費賃銀説を豫示したのであるが、此の點に關する彼れの所論並びに之れとリカードの所論との異向に就いては、吾人は曾つて拙著中に於いて一言せる所あるを以つて茲には之れを省略することとする。(前掲拙著三六七—三七七頁参照)。

労働の自然價格と市場價格との間の區別及び關係の兩者を説明し終れるトレンズは更らに明瞭に穀物の價格が産業の生産力の上に、又労働及び貨物の價格の上に有する影響を表明せんとする。(Ibid., p. 66.)。彼れに従へば穀物の自然價格に於ける増加と之れを産出する産業の生産性に於ける減少とは、最も嚴密なる意味に於いては同意義の名辭である。(Ibid., p. 67.)。而して、彼れは熟練、機械及び資本の或る一定の状態に於いては、生活資料の自然價格に於ける増加はあらゆる産業部門の生産諸力を減少し、又、斯くの如き自然價格に於ける減少は是れ等のものを増加すると云ふ經濟學上に於ける重要な原理を確立する。是れ等の原理よりして次ぎの重要な結論が生ず

る。(第一)労働及び資本の同一量をしてより大なる収益量を擧ぐるを得せしむる農業技術に於けるあらゆる改善、即ち換言すれば、穀物の自然價格を減少する農業技術に於けるあらゆる改善は皆だに農耕産業の生産力を増加するのみならず、又全國を通じて、穀物の消費者等によつて遂行せらるゝ他の總べての産業部門に對して力を附加する。(第二)氣候及び慣習が労働者の生存に取つて必要ならしめたる物品のあらゆるものゝ自然價格を減少する仕事の分割に於けるあらゆる改善、熟練、機械若しくは資本のあらゆる取得は皆だに其の適用せらるゝ特殊業務に在つて産業の生産力を増加するのみならず、其の労働者等が低廉ならしめられた物品を消費するあらゆる他の業務の部門に於いても亦然るものである。(第三)農業に負擔を及ぼすあらゆる租税並びに生活資料の自然價格を増加するの結果を有するあらゆる租税は生産に對する普遍的課税として作用する。(第四)劣等なる品質の土地を強いて耕作に致さしむる穀物の輸入貿易に對するあらゆる制限は皆だに是れに由つて七土壤の上に向けられた労働及び資本の特殊部分を奪ふばかりでなく、穀物の自然價格を増加するによつて、普遍的に、労働及び資本の生産力を低くし、而して國家の繁榮に對して一般的妨害を與へる。(Ibid., pp. 72-74.)。

トレンズは、次いで、穀物の貨幣價格が賃銀に影響する態様を探求し、而して這般の影響は洵に即時ではないが、而も最初想像せらるゝよりも遙かに急速であり且つ災厄であることを明かにし、進んで、先づ、労働の價格が穀物の騰貴によつて引き上げらるゝ度合に就いて一定の見積を行ひ、而して後、賃銀の騰貴が如何に總べての貨物の價格を引き上げるかを明かにする。労働の賃銀は總べての物件の自然價格の構成部分を形成する。而して自然價格は、言はず、市場價格が之れに向つて接近せんとする不斷の傾向を有する中心である。他の物件が依然として従前の如くであるとしたならば、賃銀の騰貴は總べての生活必需品に傳達する。然しながら、總べての生活必需品の

騰貴は貨幣價值の下落と同一である。是に於いて乎、穀物の價格に關するあらゆる問題は結局に於いて通貨の問題に歸着する。此の重要問題は、彼れが其の友人神學博士クロムビー (Rev. Dr. Crombie) に捧げた前掲 Essay on Money and Paper Currency 中に於いて既に論述せられた所である。(External Corn Trade, pp. 74-93.)

四

第二部に於いて、トールズは曩きに表明せられた對外穀物交易に關する一般原理が特殊の場合に適用せらるゝ際に認めらる可き例外及び制限を検討する。第一には穀物の自由なる對外交易に關する諸原理は、是れ等のものが、輸入に對する制限及び輸出に對する保護金によつて他の貨物に於ける商業の自由を侵害する或る國の特殊の場合に適用せらるゝ際には何等かの制限を受く可きであるかの問題。第二には、這般の諸原理は、他の農業國よりも苛重に課税せらるゝ或る國の特殊の場合に適用せらるゝ際には何等かの制限を受く可きかの問題、而して第三には、輸入に對する拘束が既に人為的なる價格の割合を生ぜしめ而して農業に對して不自然なる擴張を來さしめたる或る國の特殊の場合に適用せらるゝ際に受く可き制限に就いて論ずる。著者の結論に従へば、加工財に關する商業の自由を侵害する或る國の特殊の場合に對しては、無拘束なる對外穀物交易の原理は最も充分なる力を以つて適用せられる。斯くの如き侵害の存在は其の社會の一般的富を減少す可きである。而も、斯くの如き侵害が存在すると否とを問はず、穀物商人の妨害せらるゝことのない操作は食料供給に於ける季節の不規則性を矯正し、而して食料不足をして不蓋然事たらしめ、飢饉をして不可能事たらしめる。(Ibid., p. 118.) 其の隣邦よりも苛重なる租税を課せられつゝある或る國の特殊の場合に自由なる對外穀物交易の一般原理が適用せらるゝを得ない例外を構成するものではない。却つて、土地の上に不平等なる壓迫を及ぼす租税の繼續する間、(其の最も非難す可き作用に於いてす

ら)、無拘束なる穀物商業は是れ等の租税が蒙らしむる害悪を緩和す。(Ibid., p. 172.) 外國穀物輸入の上に加へられた諸妨害が人為的なる價格の割合を生ぜしめ而して耕作に對して不自然なる擴張を來さしめたる或る國の特殊の場合に對しては、自由なる對外穀物交易の一般原理は嚴密に適用せらるゝことが出来る。然しながら、産業の方向に於ける急激なる變化が當然惹起せざるを得ない個人的苦惱と一時的困難とを回避するが爲めに、斯くの如き事情の下に在つては、是れ等の原理の適用は徐々でなければならぬ。(Ibid., p. 202.)

著者は、此の第二部に於ける論攻中の數者、殊に内國課税の外國品輸入に及ぼす間接の作用に關するものは、是れ迄に會つて世人に提示せらるゝことのなかつた所のものと考へる。然も、彼れは此の第二部に包含せらるゝ所論 (I) は Observations on the Importation of Foreign Corn と題する價值大なる一小冊子並びに Eclectic Review 誌上に現れる卓越せる一論文によつて示唆せらるゝ所があつたであらうと信する旨を記してゐる。(Ibid., p. xiv.)

五

著者は第三部に於いて、此の國の現状に對する對外穀物交易の原理の適用を論じ、第一に、外國穀物輸入を永續的に防止するの制度が、(一)生活資料供給の上に、(二)農業の上に、(三)富及び商業の上に、又(四)收入の上を生ず可き結果を、第二に、完全に自由なる對外穀物交易が(一)生活資料供給の上に、(二)農業の上に、(三)製造業及び商業の上に、又(四)國家の財政の上に生ず可き結果を、而して、第三に、是れ等の相反する政策、即ち制限的並びに自由的對外穀物交易が上記四者の上に生ず可き結果を比較し、次いで、穀法修正に當つて其の採用が立法部に取つて便宜なる可き方策、即ち最もよく國家の繁榮に資するに至る可き制度を導入する最も安全にして且つ最も有

效なる手段を検討しようとする。(Ibid., pp. 201-348.)

著者は此の第三部第一章に於いて明確に其の地代學說を表明する。曰く、「外國穀物の輸入に課せられた關稅は、是れ等のものが引き續き價格を引き上げ而して耕作を擴張する間に、必然の作用により、土地所有者の收入を増加する。這次の戰役が外國穀物の輸入に對して障礙物を設置し始めた時期から生じた地代の大騰貴は之れを経験的に證明するものである。理論よりの論證は明白である。穀物が其の價格を騰貴する時は、曩きには耕作の費用を償ふことの出来なかつた劣等地は、其の耕作者に與ふるに彼れの資本に對する慣習的利潤率を以つてする。今や、劣等地が慣習的利潤を生ずるに従ひ、優等地は、市場の昂騰以前に與へられた最初の借地契約の下に於いては普通利潤以上を生ず可きである。是に於いて乎、斯くの如き優等地が改めて貸し出さるゝに至るや否や、資本家等の競争は必然地主の地代を引き上げ、遂には耕作者の使用せる勞働及び資本に對する慣習的賃銀及び利潤率以上に何物も彼れに残存することなきに至る可きである。競争は永續的に資本に對する利潤率を平均化するの傾向がある。而して苟も劣等地をして耕作せらるゝを得せしむるものは、必然優等地より當然生ず可き地代を増加する。洵に現存借地契約の期間中に在つては、土地に附加せられた増加價値は借地人に屬す可きであるが、而も、農場の再貸出に當つて、それ地主の收入を擴大するに至る可きである」と。(Ibid., pp. 219-220.)

彼れは又、同部第三章に於いて曰く、「社會の總べての他の成員を驅つて、然らずんば彼れ等が支拂ふを要する以上に彼れ等の穀物に對して支拂ふことを餘儀ならしむるに由つて、地主の地代收入總額を増加するは、想像することが人心に取つて可能なる限り大なる自然的正義の侵害である。そは土地の貴族に年金を支給して之れを罷免するの目的を以つて麵麩の上に租稅を賦課するに等しかる可きである。そは懶惰にして富裕なる者の上に貨幣を濫

給するが爲めに、貧困なる者及び勤勉なる者の財囊から之れを取り出すものであつて、合法化せられたる強奪に比して何等優る所なかる可きである。不自然なる農業狀態並びに其の地代及び價格の高度合は、縱令ひ諸事情の一定非常の結合が之れに永續性を與ふ可しとするも猶ほ、國家に明確なる害惡を與ふ可きである」と。(Ibid., p. 317.)

然しながら、トレンズは本書中に於いては、收益遞減を以つて一般準則と做すの理論に對して言質を與ふることなく、却つて收益の遞増が分勞の擴張より生じ得可き可能性を見逃すことがなかつた。即ち彼れ曰く、「資本の蓄積と共に、利子及び利潤率は低落す可く、商業が擴張せらるゝと共に、業務の更らに精緻なる分割は總べての加工品を増加し且つ低廉ならしむ可きである。斯くて、増加しつゝある富裕なる消費者の數が穀物に對する需要を増加すると同時に、耕作の費用は減少す可きである。農業は開明なる産業制度の反動の下に繁昌す可きである。土壤は其の産物に對して快く交換せらる可き貨物の夥多なるに由つてより高き相對的價値を取得す可きである。而して、第三 第四及び第五等の品質の地所が有利に耕作せらるゝを得る間に、地代は累進的騰貴を見る可きである。扱て、其の諸隣邦の産物を自由に輸入する繁榮なる商業國に於いては、劣等地の累進的開墾及び其の結果たる地代の騰貴は、純然たる農業國に於いて耕作の擴張及び地代の騰貴が出發することを得若しくは歸着することをを得る所のものと頗る相違せる諸原因から出發し又頗る相違せる諸結果に歸着す可きことが明白でなければならぬ。農業國に於いては、地代の騰貴及び劣等地上への耕作の擴張は、上述の如く、穀物の自然價格を引き上ぐるの結果を有す可きであるが、而も、商業國に於いては、更らに完全なる業務の分割は穀物の或る一定量を生産するが爲めに支拂はる可き賃銀を要すること少なく、又貨幣利子の下落は支拂はる可き利潤を要すること少なかる可きが故に、斯くの如き結果は中和せらる可きである」と。(Ibid., pp. 327-329.) 此の最後の章句の如きは、吾人をして地代が決定的要

素として價格中に入ることなきものであると云ふリカードの定則とは相反するものあるを思はしむるものがある。然るに、其の一千八百二十一年の著 *An Essay on the Production of Wealth, with an appendix in which the principles of Political Economy are applied to the actual circumstances of this country.* に於ては、彼れは収益遞減を以つて一般準則となすの理論を主張するに於いて躊躇する所なきの概を示した。(Production of Wealth, pp. 115 ff, 144 ff, &c.)。然しながら、トールレンズは一千八百二十六年の『對外穀物交易論』の第三版に於いても猶ほ、利潤低下の結果として地代の發生することを認めて居つた。(Ibid., p. 139.)。彼れは又後版に於いては地代の説明として沃度よりも寧ろ地位の相違に注意を向け、此の點に於いてはフォン・チューネン等の先驅者となつたと稱せられてゐる。(Ibid., pp. 138, 144 ff.)。

六

トールレンズは穀物の對外自由交易が農業の進歩に及ぼす影響を論ずるに當り、穀物が波蘭に於けると等しく低廉に英國に於いて成育せしめらるゝを得るとしたならば、それは同一の正味原價と遙かに大なる輸送費とを以つて波蘭より輸致せらるゝよりも國內に於いて産出せらる可きであると做す俗論を排し、英國が其の資本の或る一定部分を以つて、波蘭の耕作者によつて、英國が資本の同一部分を以つて自國の土壤より上げ得るよりも大なる穀物の定量と交換せらる可き織物の一定量を仕上ぐることの出来る程度の製造技能を取得したとしたならば、其の領域の地所は縱令ひ波蘭に等しとしても、否、之れに優るとしても、それは閑却せらる可く、而して其の穀物供給の一部は該國より輸入せらる可きである。蓋し、國內に於ける耕作に使用せらるゝ資本は外國に於ける耕作に使用せらるゝ資本以上に利潤の超過額を齎すを得可しとしても、假設の下に於いては、製造業に使用せらる可き資本は更に大なる

利潤の超過額を取得す可く、而して這般のより大なる利潤は我が産業の方向を決定す可きである」と論じてゐる。(Ibid., pp. 264-265.)。ヘリングマン教授 (Edwin R. A. Seligman) は、斯くの如き章句を擧示して、國際的交換に於ける比較的費用の學説は殆んど一般的にリカードの大功績の一事と看做されて來た所ではあるが、而も、實に原理其の者のみならず、其の適用の多くもトールレンズに於いて發見せらるゝ所であると説いてゐる。(On Some Neglected British Economists, in *The Economic Journal, The Journal of The Royal Economic Society*, vol. xiii, 1903; *Essays in Economics*, 1925, p. 74.)。然るに、ホルランダー教授 (J. H. Hollander) は其の一千八百十年の著 David Ricardo. A centenary estimate. に於て斯くの如き名譽をトールレンズに與ふことに反對した。而して、更に此の問題に對する是れ等兩教授の論争が *The Economic Journal*, vol. xxi, 1911. に載せられてゐる。(Ibid., pp. 448-468, Ricardo and Torrens.)。

尙ほ地代及び利潤理論に關するリカード及びトールレンズの交渉に就いては、リカードの一千八百十六年二月二十三日及び同年五月二十八日附マルサス宛の兩書翰 (Letters of David Ricardo to Thomas Robert Malthus, 1810-1823, ed. James Bonar, 1887, pp. 111-112, 116-117.)、並びに一千八百十七年八月二十三日附ソラワー宛の其れ (Letters of David Ricardo to Hutches Trower and others, 1811-1823, ed. James Bonar, and J. H. Hollander, 1899, pp. 37-41.) に於て其の一端を窺知することが出来る。トールレンズは其の『穀物交易論』の後版に於てマルサス及びリカードの研究を知る以前に於ける自己の創見を誇稱してゐる。(Ibid., 3rd ed., 1826, p. vii.)。

リカードは穀物輸入制限の不得策を論じたる點に於いて、トールレンズの所論が彼れに取つては、應酬せらるゝ、

となく又應酬せらるゝこと能はざるの觀あるものであると做して之れを稱揚してゐる。(On the Principles of Political Economy, and Taxation, 3rd ed., 1821, p. 318.)。而も、彼れは一千八百十九年四月七日附マカラック宛書翰に於いて、トールレンスが經濟學に關する著作を公にするも、彼れはマルサスと等しく、其の舊い團體に粘着すること餘りに強きが爲めに經濟學を一般に普及せしむる上に於いて著しい効果を期し難しと做してゐた。(Letters of David Ricardo to John Ramsay McCulloch 1816-1823, ed. J. H. Hollander, 1895, p. 25.)。

七

『穀物交易論』は一千八百三十年に再版を、同二十六年に三版を、二十七年に四版 (Essay etc. increased by a new section on the effects of free trade upon the value of money.)を、二十九年に新版を公にしてゐる。茲には一千八百十五年の初版本の表題頁を寫眞版として掲げることとした。私藏原書は、一千八百四十二年八月九日に締結せられたアンシユバートン條約で有名な初代アンシユバートン男爵アレグザンダー・バーリング (Alexander Baring, first Baron Ashburton) に宛てた著者の寄贈本であつて、著者の自筆とバーリングの藏書票とが残つてゐる。

尙ほ、前掲四著の外、トールレンスには下の如き著作がある。Cecilia choosing a Husband: a Modern Novel, 2 vols, 1809. The Victim of Intolerance, or the Hermit of Killarney: a Catholic Tale, 3 vols, 1814. A Letter to the freemen of Rochester on the Petition against Lord Binning's return being declared frivolous and vexatious, and on the right of the eldest son of a Scotch Peer to represent an English county, city, or borough, 1819. A Comparative Estimate of the Effects which a continuance and a removal of the restriction of

Mr. Baring, at the Author's request

AN ESSAY
ON THE
EXTERNAL CORN TRADE;
CONTAINING
AN INQUIRY INTO THE
General Principles of that Important Branch of Traffic;
AN EXAMINATION
OF THE
EXCEPTIONS TO WHICH THESE PRINCIPLES ARE LIABLE;
AND
COMPARATIVE STATEMENTS
OF
THE EFFECTS
WHICH
RESTRICTIONS ON IMPORTATION
AND
FREE INTERCOURSE,
ARE CALCULATED TO PRODUCE
UPON SUBSISTENCE, AGRICULTURE, COMMERCE,
AND REVENUE.

By **R. TOLLERS, Esq.**
AUTHOR OF "AN ESSAY ON MONEY AND PAPER CURRENCY,"
AND OF "THE ECONOMIST REVEALED."

LONDON:
PRINTED FOR J. MATHARD,
BOOKSELLER TO THE QUEEN, OPPOSITE ALBANY, PICCADILLY.
1815.

cash payments are respectively calculated to produce; with strictures on Mr. Ricardo's Proposal for obtaining a Secure and Economical Currency, 1819. Letters on Commercial Policy, 1833. On Wages and Combinations, 1834. On the Colonisation of South Australia, 1835. A Letter and Supplement to a Letter addressed to the Rt. Hon. Lord Viscount Melbourne on the causes of the recent derangement in the money market, and on bank reform, 2 vols, 1837. The Budget: A Series of Letters on Financial, Commercial and Colonial Policy, by a member of the Political Economy Club, 1841-43. A Letter to the Rt. Hon. Sir Robert Peel, on the Condition of England, and on the means of removing the causes of distress, 1843. Reply to the Objections of the "Westminster Review" to the Government Plan for the Regulation of the Currency, 1844. An Enquiry into the Practical Working of the Proposed Arrangements for the Renewal of the Charter of the Bank of England and the Regulation of the Currency, with a Refutation of the Fallacies advanced by Mr. Tooke, 1844. A Letter to Lord Ashley on the Principles which regulate Wages, and on the manner and degree in which wages would be reduced by the passing of a Ten Hours Bill, 1844. On the Operation of the Bank Charter Act of 1844, as it affects Commercial Credit, 1847. Self-Supporting Colonisation, 1847; another ed., Systematic Colonisation, 1849. The Principles and practical Operation of Sir Robert Peel's Bill of 1844 explained and defended against the objections of Tooke, Fullarton and Wilson, 2 vols, 1847-1848. (2nd ed., 1857; 3rd ed., 1858.) Tracts on Finance and Trade, 1852.

大山敷太郎著「農兵論」

野村兼太郎

江戸時代泰平の世にあつて、武士が吏僚化したのは當然である。従つて又古の封建武士としての質實豪健な風を失ひ、武備を忘却するに至つたことも亦止むを得ない。蓋し人の罪といふよりも、時代の罪である。ただ少數の識者だけがかくる武士の頹廢を歎き、警告の聲を擧げたに止まる。それら識者のいふところは、要するに時代の變化を認めつゝも、なほこれを逆轉せしめんとするにあつた。武士が都會に住居し、貨幣經濟のうちに生活するところに弊害の大なるもの存在することを認め、彼等を地方に移し、自然經濟に近き生活を営ましめんとしたのである。もし古武士の風格を存せしめんとしたならば、これよりよき方法はないであらう。しかしそれは時勢の流れを逆轉せんとするものであり、いふべくして、行なふべからざるものであつた。これ識者の言が一般に是認されながらも、その力の弱き所以であつた。だがそれらの議論は決して無意義なものであつたとはいへない。

大山敷太郎教授の近著「農兵論」はそれらの議論の展開過程を明瞭に分析し、これを跡づけんとしたものである。第二章近代の武士土著論において、荻生徂徠・藤川東湖・長州藩某士の三者を代表者として採り上げ、武士土著論主張の根據及びその方策を説明される。これらの點はすでに多くの者の論ずるところであり、特に目新しい議論も